

男女共同参画の推進状況として、「社会参画と意識」「労働」「家庭生活」「教育」「女性に対する暴力の根絶」「健康・福祉」の6分野ごとに、これまでの各種統計、調査等によるデータなどをもとにまとめました。

※ 統計データについては、できるだけ新しいデータを盛り込むよう努めました。データ名や出典については、本文やグラフ中に記載しています。特にことわりのない場合、本県のデータを示しています。なお数値については、単位未満四捨五入のため合計とは必ずしも一致していないところがあります。

※ 【図（ ）】と記されているものについては、4ページ以降の各種統計、調査等のデータもあわせて御参照ください。

I 概要

○ 社会参画と意識

性別役割分担意識に「同感しない人」の割合は、女性は6割近く、男性は5割近くとなっている。

【図（11）】

- ・「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識に対し、57.9%の女性が「同感しない」と回答している。男性も49.2%の回答があり、同感しない人の割合は男女とも年々増加している。

※県男女共同参画課（平成24年度男女共同参画に関する意識・実態調査）より

- ・全国では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担について、賛成が51.6%、反対が45.1%となっている。

- ・また、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のどれを現実に優先しているかについて、女性は「家庭生活」を優先している人の割合が45.3%で最も高く、男性は「仕事」を優先している人の割合が37.7%で最も高くなっている。

※内閣府（平成24年男女共同参画社会に関する世論調査）より

男女の平等感は、平等と感じている人の割合が、「家庭生活」「教育」の場では4割弱、「社会通念や風潮」「社会全体」では1割に満たない。【図（10）】

- ・「平等になっている」と考えている人の割合は、男女どちらも「家庭生活」で最も多く、女性は32.3%、男性は49.6%である。
- ・「平等になっていない」と考えている人の割合は、男女とも「社会通念や風潮（習慣・しきたり）など」で最も多く、女性は65.2%、男性は57.1%である。

※県男女共同参画課（平成24年度男女共同参画に関する意識・実態調査）より

審議会等の女性委員の割合は、国及び県では前年より減少し、市町村では増加した。【図（3）、（4）】

- ・県の審議会等の女性委員の割合は、平成24年4月1日現在34.6%で、前年（平成23年4月1日現在35.9%）より減少した。
- ・市町村の審議会等の女性委員の割合は、平成24年4月1日現在25.2%で、前年（平成23年4月1日現在24.3%）より上昇した。また12市町で30%を超えている。

※県男女共同参画課より

- ・国の審議会等における女性委員の割合は、平成23年9月30日現在33.2%である。

※内閣府男女共同参画局より

県・市町村の女性役付職員の割合は、増加傾向にある。【図（8）、（9）】

- ・県の役付職員のうち女性の割合（主査級以上）は、平成24年4月1日現在17.5%で、前年（平成23年4月1日現在17.0%）より上昇した。
※県人事課より
- ・市町村の役付職員のうち女性の割合（係長級以上）は、平成24年4月1日現在22.9%で、前年（平成23年4月1日現在22.2%）より上昇した。

※県男女共同参画課より

○ 労働

本県の女性の労働力率は全国17位（男性3位）であり、労働力人口に占める女性の割合は全国で2番目に低い。

- ・平成22年の本県の女性労働力率は、50.2%と全国平均49.6%を0.6ポイント上回っており、全国17位となっている。
- ・労働力人口に占める女性の割合は、40.0%と全国平均42.2%を2.2ポイント下回っており、全国で2番目に低くなっている。

※総務省（平成22年国勢調査）より

本県の子育て期の女性（30～39歳）有業率は、全国5番目に低い。

- ・本県の女性（30～39歳）のうち有業者の割合は59.6%で、全国5番目に低くなっている。
- ・一方、本県の女性（30～39歳）の就業していない女性のうち56.2%が、就業希望を持っている。

※総務省（平成19年就業構造基本調査）より

女性（15～64歳）の就業形態は、9割以上が雇用によるもので、雇用者比率は全国2番目に高い。

- ・本県の女性（15～64歳）の有業率は59.3%で、全国で8番目に低くなっている。
- ・雇用者比率（雇用者／有業者）は93.6%と、全国で2番目に高くなっている。
- ・雇用者に占める正規の職員・従業員の比率は39.9%で、全国で3番目に低くなっている。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの比率は46.6%で、全国で最も高くなっている。

※総務省（平成19年就業構造基本調査）より

男女一般労働者間の賃金格差は、長期的には縮小傾向にある。【図（17）】

- ・本県の男性一般労働者の平均賃金水準を100とすると、女性一般労働者の平均賃金水準は、74.5%であり、全国平均（70.6%）を3.9ポイント上回っている。

※厚生労働省（平成23年賃金構造基本統計調査）より

○ 家庭生活

家庭において男女が担うべき役割分担を「共同して分担すべき」と考える人は、男女ともに増えているが、現状は「主として女性」が担っている。【図（29）】

- ・「共同して分担すべき」と考える人は「家事」で女性71.5%、男性63.6%、「子育て」で女性90.3%、男性82.1%となっている。
- ・現状では「共同して分担している」は「家事」で女性15.7%、男性21.2%、「子育て」で女性27.1%、男性35.1%となっている。「主として女性が分担している」は「家事」で女性80.3%、男性69.1%、「子育て」で女性52.8%、男性36.7%となっている。男性の家事及び子育てへの参画は依然低くなっている。

※県男女共同参画課（平成24年度男女共同参画に関する意識・実態調査）より

女性の働き方についての意識は、結婚・子育て後も働きたい女性が7割を超え、これを支持する男性も6割を超えている。【図(30)】

- ・「就職継続」や「再就職」などで、結婚・子育て後も働くことを理想とする女性の割合は72.2%で、前回調査時より(平成21年度61.6%)増加している。その内訳をみると「パートタイムによる再就職」の割合が、理想(26.0%)及び現実(25.5%)とも最も多く、「フルタイムによる再就職」の割合は、理想は20.0%だが、現実には8.1%である。
- ・男性は、「就職継続」や「再就職」を理想とする割合は62.2%で、前回調査時より(平成21年度56.9%)増加している。その内訳をみると「パートタイムによる再就職」の割合が、理想(22.0%)及び現実(24.9%)とも最も多い。

※県男女共同参画課(平成24年度男女共同参画に関する意識・実態調査)より

○ 教育

女子の大学等進学率(短大等を含む)は全国11位(男子は9位)となっている。

- ・平成23年3月に、県内の高校を卒業した女子の進路は大学等(短大等を含む)が最も多く、卒業生全体の57.3%(全国平均55.9%)で、男子は56.9%(全国平均51.9%)となっている。
- ・平成23年3月に、県内に所在する大学の学部を卒業した女子のうち就職者は6,398人で、女子卒業生全体の70.2%となっており全国26位である。なお男子の就職者は7,754人で、男子卒業生全体の60.8%となっており全国第10位である。

※文部科学省(平成23年度学校基本調査)より

教員の女性割合は、5割を超えている。【図(42)】

- ・平成24年5月現在、本県の国立、公立及び私立学校における教員数(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)50,876人に対する女性教員の割合は、54.0%(平成23年5月54.0%)である。

※県教育局教育政策課(平成24年度埼玉県学校便覧)より

○ 女性に対する暴力の根絶

配偶者等からの暴力の被害経験がある女性のうち「命の危険を感じるくらいの暴力を受けた経験がある」女性は、「約5人に1人」となっている。【図(46)】

- ・配偶者等から「身体に対する暴力行為」「精神的な嫌がらせ、脅迫」「性的行為の強要」「経済的に弱い立場に立たせる」のいずれかを1度でも受けた経験がある女性は、約10人に3人(29.0%)となっている。そのうち「命の危険を感じたことがある」女性は約5人に1人(21.5%)の割合となっている。

※県男女共同参画課(平成24年度男女共同参画に関する意識・実態調査)より

子供が親の被害を目撃していた割合は2割台半ばを超える。【図(51)】

- ・相手の行為を受けた際に、子供がその様子を目撃していたかどうかを聞いたところ、「目撃していた」という人が27.6%で、「目撃していない」という人が38.2%となっている。

※県男女共同参画課(平成24年度男女共同参画に関する意識・実態調査)より

○ 健康・福祉

医師、歯科医師に占める女性の割合は、年々増加している。【図(63)】

- ・本県の医療従事者の女性割合は、平成22年12月31日現在、医師18.5%(平成20年12月31日現在17.8%)、歯科医師21.8%(同21.4%)と増加している。また薬剤師は、68.2%(同69.1%)と高い割合で推移している。

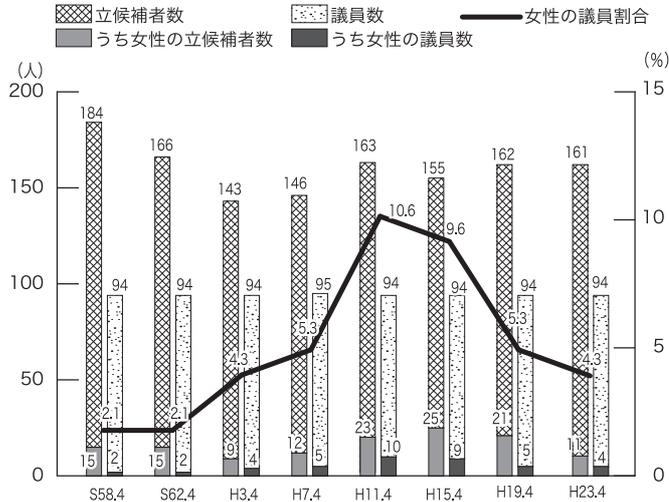
※厚生労働省(平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査)より

II 各種統計、調査等のデータ

● 社会参画と意識

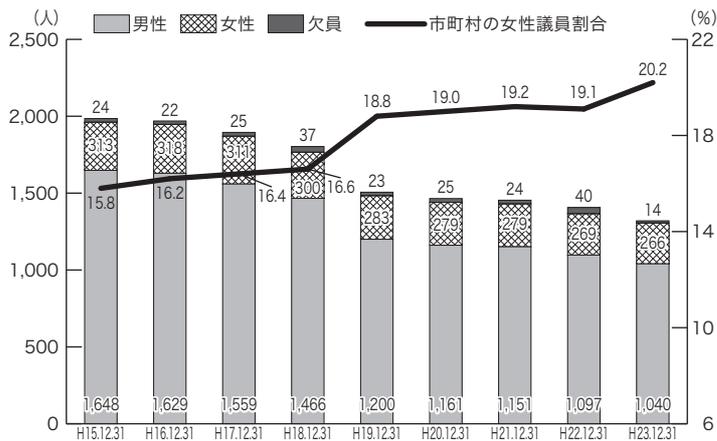
1 政治への参画

(1) 本県議会における女性の立候補者及び議員の状況



※ 県市町村課より。

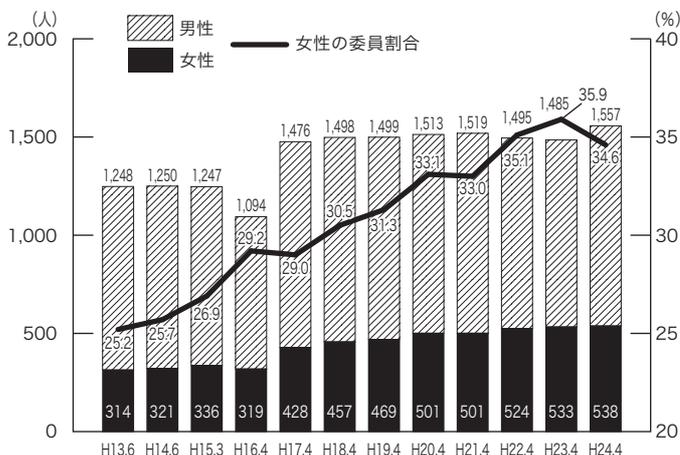
(2) 市町村議会の状況



※ 県市町村課より。

2 審議会等への参画

(3) 本県審議会等における女性の委員数と割合の推移



※ 県男女共同参画課より。

※課題…26～27ページに掲載の「埼玉県男女共同参画推進プラン」における基本目標・基本的な課題に対応しています。

課題：II-3

昭和58年以降、本県議会議員選挙において、女性の立候補者が最も多かったのは、平成15年の25人である。また当選者数が最も多かったのは、平成11年の10人である。平成23年は、当選者数が4人で、その割合は4.3%となった。

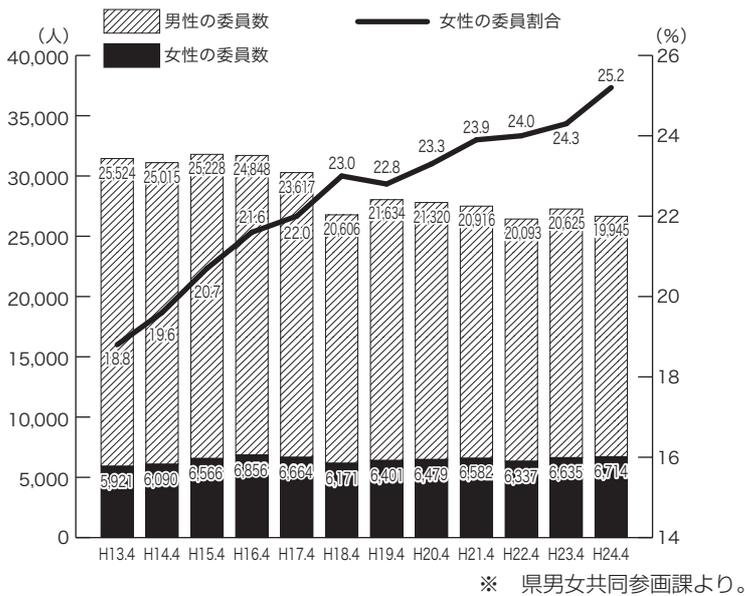
課題：II-3

平成23年12月現在、市町村議会議員における女性の数は266人（市209人、町村57人）で、その割合は、市が21.1%、町村が17.4%、全体で20.2%である。女性議員の数が多いい市町村は、さいたま市が12人、川口市が11人、川越市と所沢市が9人などとなっている。

課題：II-3

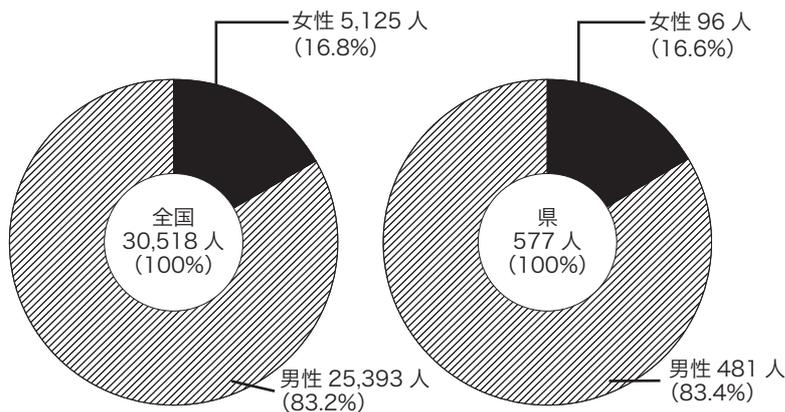
平成24年4月現在、本県の審議会等委員総数1,557人のうち、女性の委員は538人で、その割合は34.6%（前年比-1.3ポイント）である。

(4) 市町村審議会等における女性の委員数と割合の推移



3 司法への参画

(5) 弁護士の男女比 (平成24年4月1日現在)



課題：Ⅱ-3

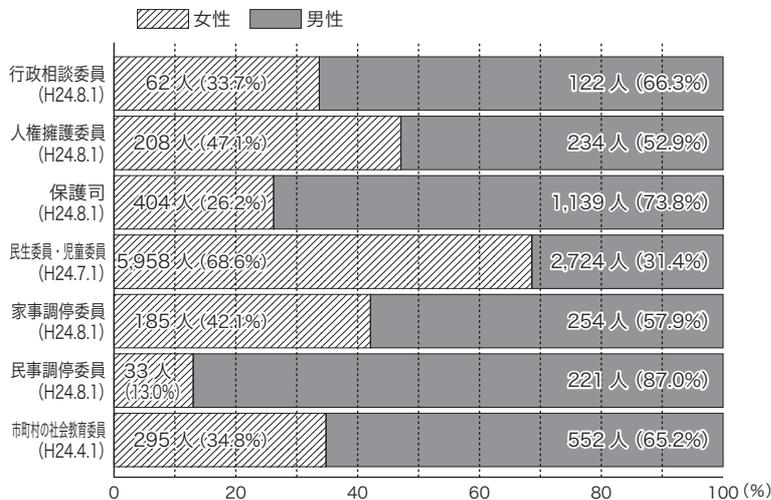
平成24年4月現在、市町村の審議会等委員総数26,659人のうち、女性の委員は6,714人で、その割合は25.2%である。女性の委員の割合が高い市町村は、北本市35.5%、滑川町35.2%、蕨市33.4%などとなっている。

課題：Ⅱ-3

本県の弁護士総数577人のうち、女性の弁護士は96人で、その割合は16.6%である。

4 法律に基づく委員等への参画

(6) 法律に基づき設置されている委員、相談員数



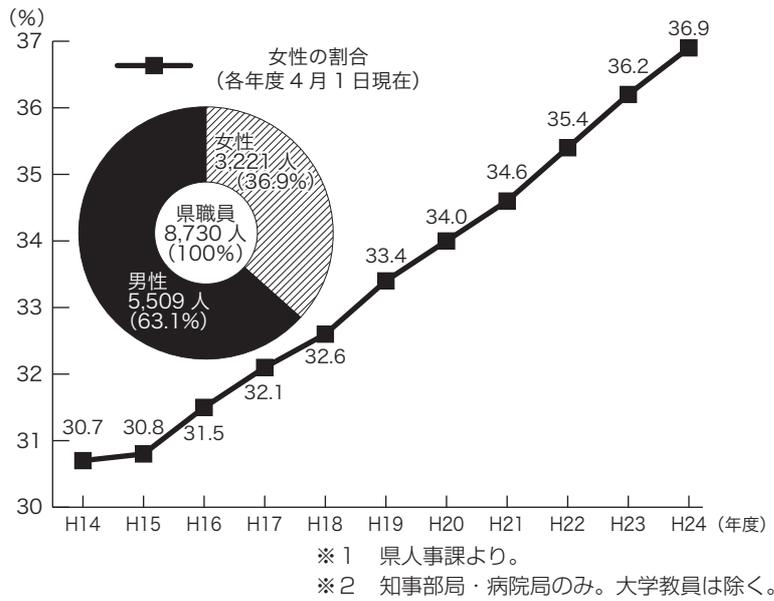
※ 総務省関東管区行政評価局、さいたま地方法務局、さいたま保護観察所、県社会福祉課、さいたま家庭裁判所、さいたま地方裁判所、県生涯学習文化財課より。

課題：Ⅱ-3

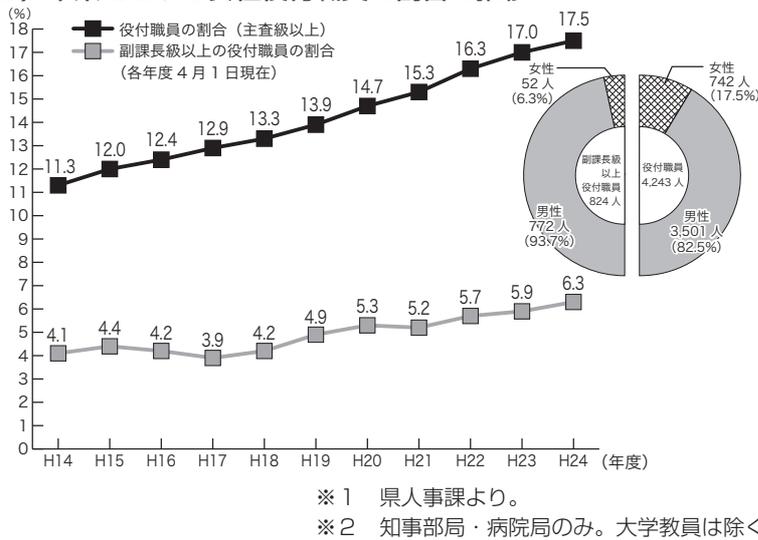
本県における法律に基づいて設置されている女性の委員・相談員数は、行政相談委員が62人 (33.7%)、人権擁護委員が208人 (47.1%)、保護司が404人 (26.2%)、民生委員・児童委員が、5,958人 (68.6%)、家事調停委員が185人 (42.1%)、民事調停委員が33人 (13.0%)、市町村の社会教育委員が295人 (34.8%) などとなっている。

5 本県・市町村における女性の職員

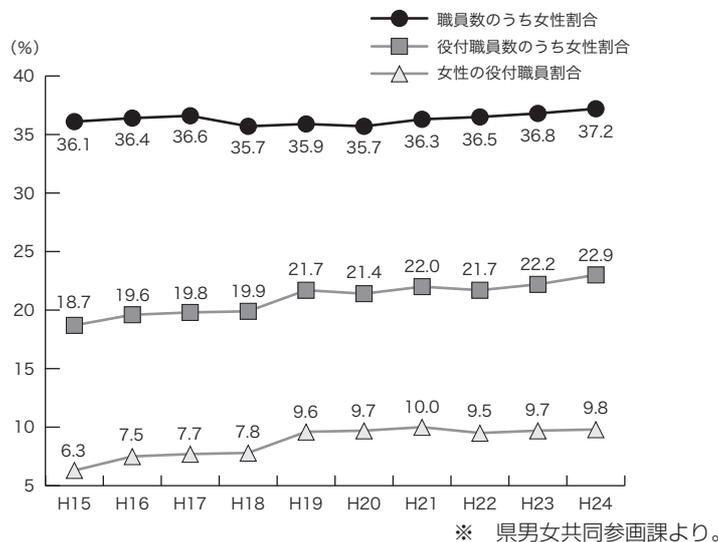
(7) 本県における女性職員の割合の推移



(8) 本県における女性役付職員の割合の推移



(9) 市町村における女性の職員割合及び女性の役付職員割合の推移 (各年度の4月1日現在)



課題：Ⅱ－3

平成24年4月1日現在、本県の女性職員の割合は36.9%である。その割合は、年々高まっている。

課題：Ⅱ－3

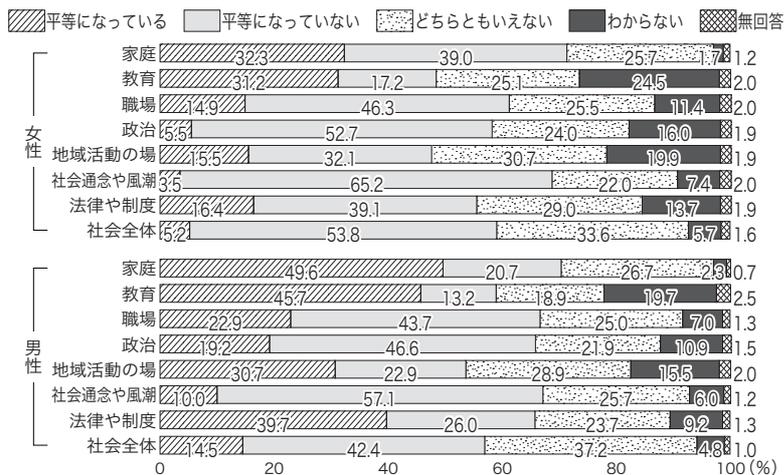
平成24年4月1日現在、本県の女性役付職員（主査級以上）の割合は17.5%である。そのうち副課長級以上である女性役付職員の割合は6.3%である。

課題：Ⅱ－3

平成24年4月1日現在、市町村における職員数のうち女性の割合は37.2%、職員数のうち役付女性割合は、9.8%である。また役付職員のうち女性の割合は22.9%である。

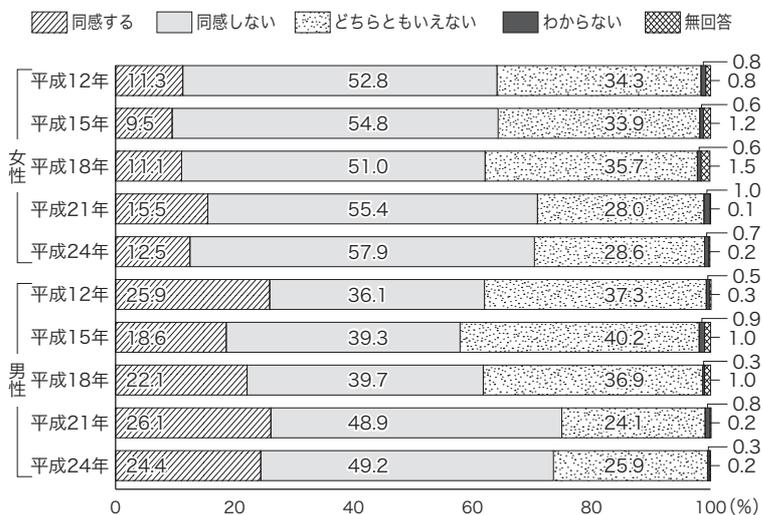
6 男女共同参画に関する意識

(10) 男女の地位の平等感



※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

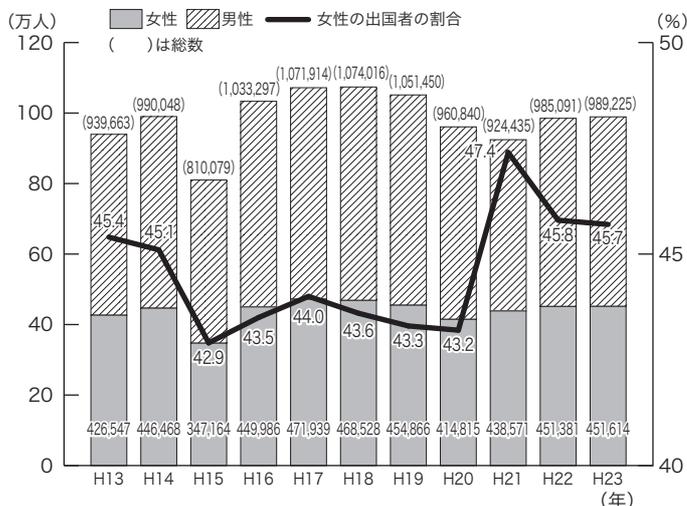
(11) 性別役割分担意識～男性は仕事、女性は家庭～



※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

7 国際化の現状

(12) 年間海外渡航者数の推移



※ 法務省（出入国管理統計）より

課題：I-1

男女ともに、「家庭」で最も多く「平等」と感じている。「職場」「政治」「社会通念や風潮」では依然不平等感が強くなっている。

課題：I-1

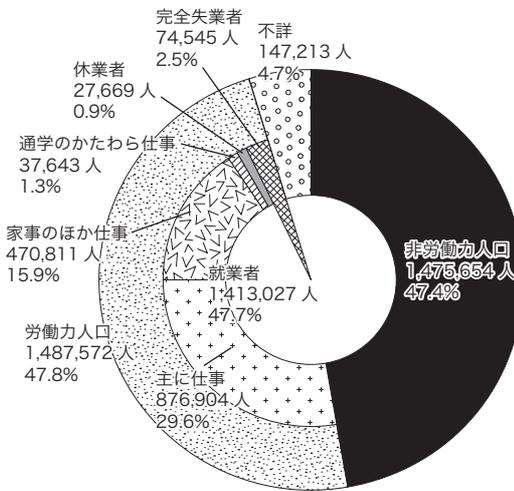
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対して、「同感しない」は女性で6割近く、男性も半数近くになり、年々増加してきている。一方、「同感する」は女性、男性ともに前回調査より減少した。

課題：VIII-10

平成23年中の、本県からの海外渡航者数は約99万人で、そのうち女性の割合は45.7%である。

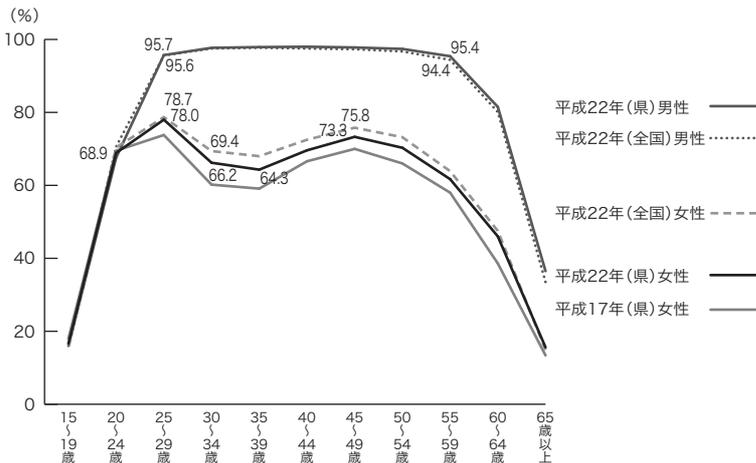
1 女性の労働力人口

(13) 労働力状態別の女性の人口



※ 総務省（平成22年国勢調査）より。

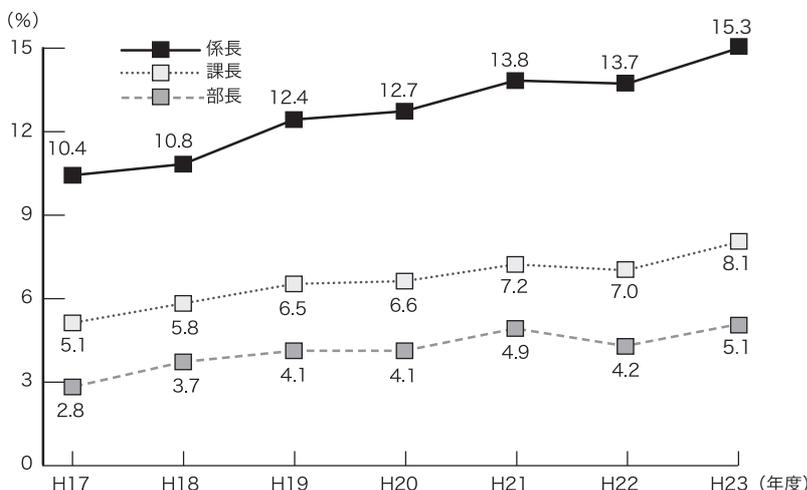
(14) 年代別の女性の労働力率（各年の10月1日現在）



※総務省（平成22年国勢調査）より。

2 民間企業等における女性

(15) 役職別女性管理職割合の推移



※ 厚生労働省（賃金構造基本統計調査）より

課題：Ⅲ－4

平成22年の本県の女性労働力人口（就業者＋完全失業者）は、約149万人となり、平成17年から約3万2千人の増加となった。またその割合は平成17年と比べ0.9ポイント増加し、40.0%となった。これは全国平均の42.2%より2.2ポイント低くなっている。

※15歳以上女性の人口：3,110,439人（労働力状態「不詳」を含む）

課題：Ⅲ－4

平成22年の本県の女性労働力率を年代別にみると、25歳から29歳の層の78.0%と45歳から49歳の層の73.3%を2つの頂点として、35～39歳の64.3%を底とするM字型曲線を描いている。平成17年より上昇したものの、M字型の底は、本県の男性や全国の女性の数値と比較しても、依然低い状況にある。

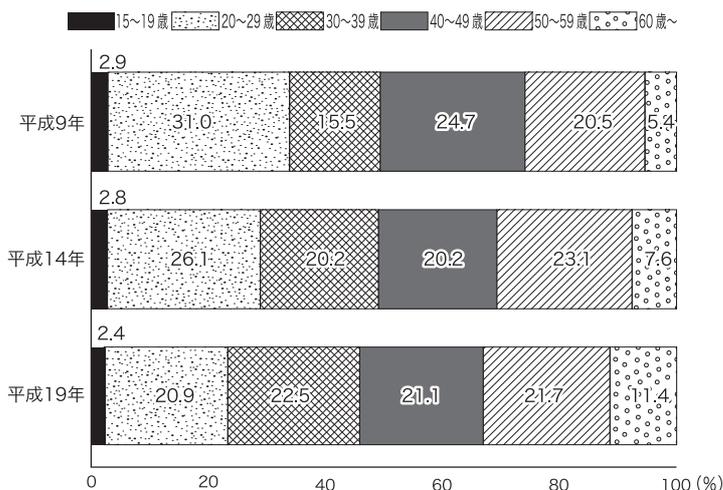
※労働力とは、15歳以上の人口（労働力状態不詳を除く）に占める働く人の割合をいう。

課題：Ⅱ－3, Ⅲ－4

平成23年の全国の民間企業（従業員数100人以上）における女性管理職割合は、部長相当職は5.1%、課長相当職は8.1%、係長相当職は15.3%となっている。

3 女性の雇用者の状況

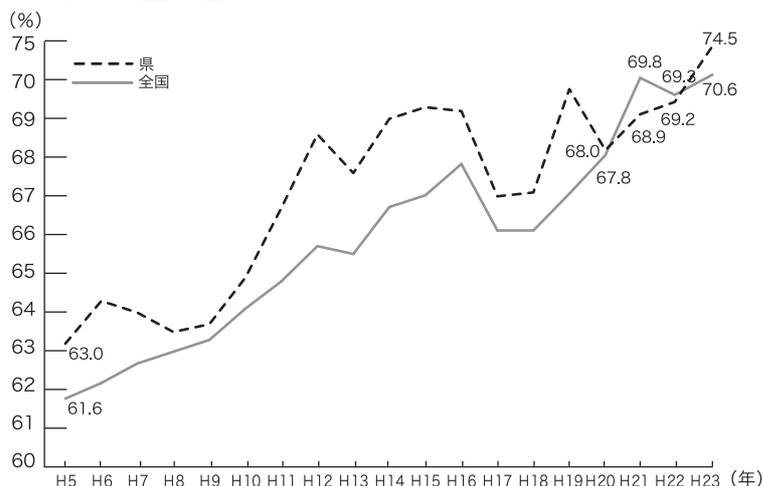
(16) 女性雇用者の年代別比率の推移



※ 総務省（就業構造基本調査）より。

4 賃金

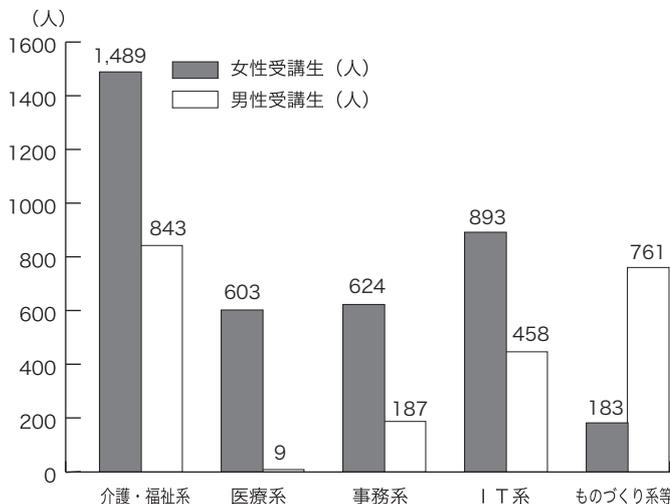
(17) 男女の賃金格差の推移



※ 厚生労働省（賃金構造基本統計調査）より。

5 職業能力開発

(18) 系統別受講生における女性の割合（平成23年度）



※ 県産業人材育成課より。

課題：Ⅲ－4

本県の女性雇用者を年齢別に見ると、30歳から39歳の層、60歳以上の比率は増加し、20歳から29歳、40歳から49歳の層の比率は減少傾向にある。

課題：Ⅲ－4

本県における平成23年の男性一般労働者の平均賃金水準（所定内給与額）を100.0（317,100円）とした場合、女性一般労働者の水準は74.5（236,100円）となっている。

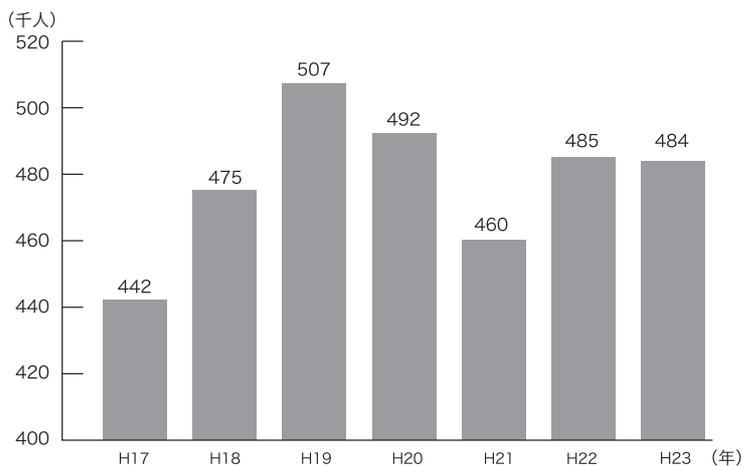
※所定内給与額とは、決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

課題：Ⅲ－4

本県の高等技術専門校における女性の訓練生は、総受講生6,050人中3,792人（女性の受講率62.7%）と6割を超えている。系統別では、医療系の98.5%を筆頭に、ものづくり系等以外の分野で女性の受講生が半数を超えている。

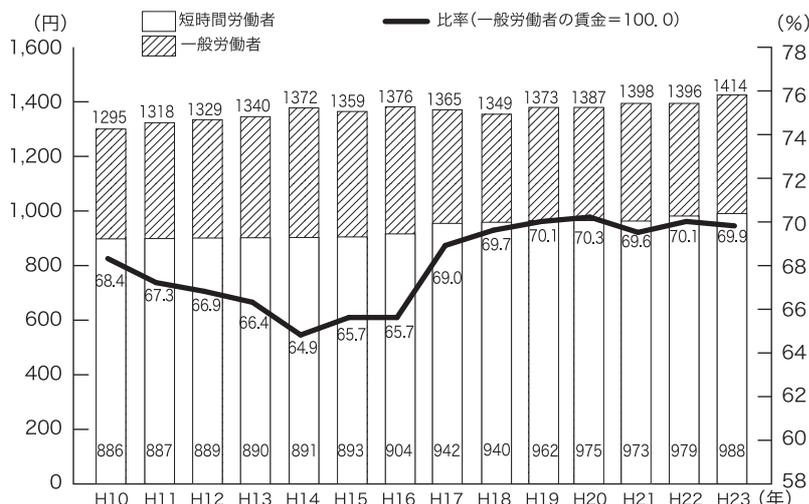
6 パートタイム労働

(19) 女性パートタイム労働者の推移



※ 厚生労働省（毎月勤労統計調査）より。

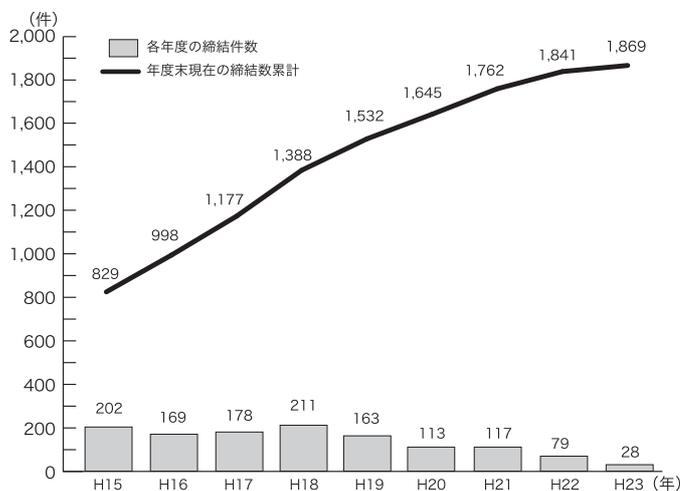
(20) 女性短時間労働者と女性一般労働者の1時間当たりの賃金格差の推移



※ 厚生労働省（賃金構造基本統計調査）より。

7 農林業の女性

(21) 家族経営協定締結件数の推移



※ 県農業支援課より。

課題：Ⅲ－4

本県の女性パートタイム労働者の数は平成19年をピークに平成21年までは減少したが、その後平成22年は増加に転じ、平成23年はほぼ横ばいである。

※ 対象は従業員数5人以上の事業所

課題：Ⅲ－4

全国における女性一般労働者の1時間当たりの所定内給与額を100.0とした場合、平成23年の女性短時間労働者の水準は69.9となっている。

※1 1時間当たりの所定内給与額＝所定内給与額÷所定内実労働時間数

※2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。

※3 短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

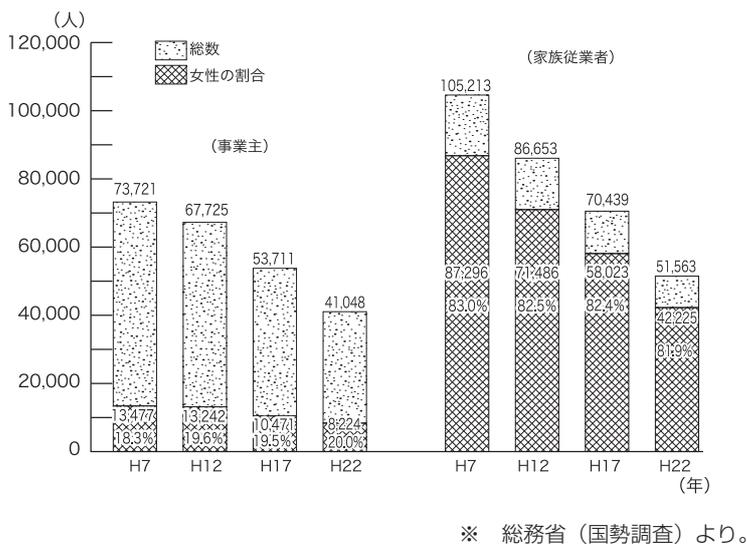
課題：Ⅲ－4

平成23年の末までに、1,869戸の農家が家族経営協定を締結している。

※ 家族経営協定は、農家に従事する家族が話し合い、経営目標、農業経営の役割や報酬、休日の取り方、経営移譲計画、生活上の諸事項について取り決めを行い、その内容を文書化するものである。

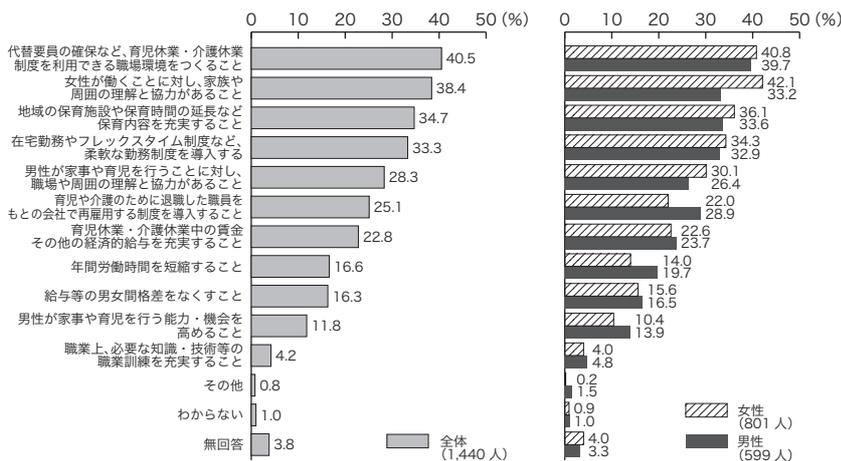
8 商工自営等の女性

(22) 商工業の事業主及び家族従業者数に占める女性の人数・割合の推移

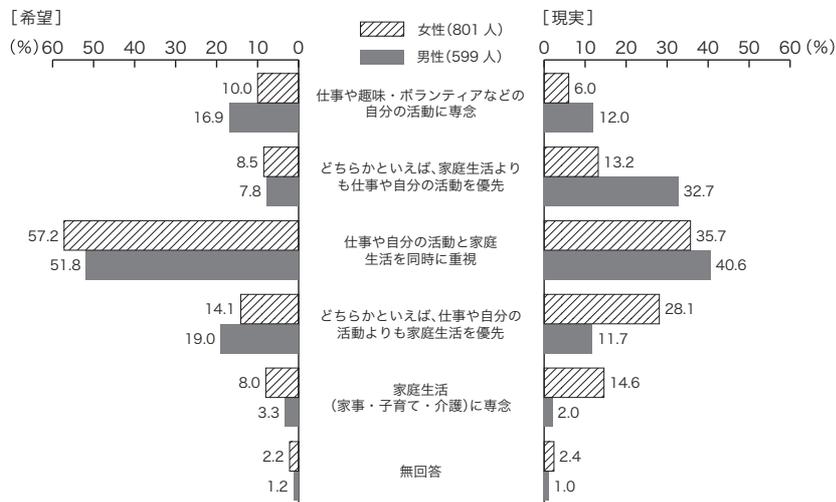


9 家族と仕事の両立支援

(23) 男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために必要なこと



(24) 家庭生活の優先度



課題：Ⅲ-4

平成22年現在、本県の女性事業主数は8,224人と全体の20.0%を占め、平成17年に比べ0.5ポイント増加した。業種別は「サービス業等：52.7%」、「卸売・小売業、飲食店、宿泊業：43.9%」、「製造業：3.4%」の順に多い。平成22年現在、女性の家族従業者数は、全体の81.9%を占め、調査ごとにわずかず低くなっている。業種別は「卸売・小売業、飲食店、宿泊業：48.9%」、「サービス業等：37.9%」、「製造業：13.3%」の順に多い。

課題：Ⅲ-4、Ⅳ-5

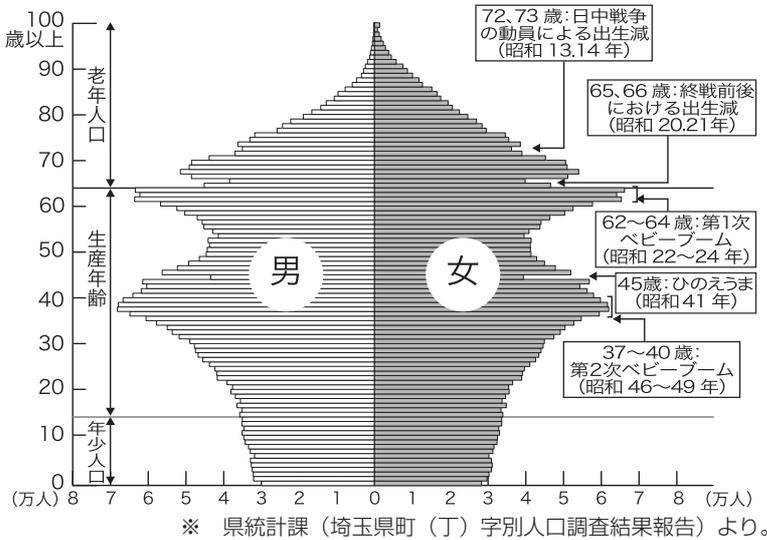
家庭と仕事の両立条件は、「代替要員の確保など、育児・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」「女性が働くことに対し家族や周囲の理解と協力がある」が、前回調査（平成21年度）と同様に、上位2項目となっている。

課題：Ⅲ-4、Ⅳ-5

現実では、男女とも「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が最も多い。次に多いのは、女性が「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」で、男性が「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」となっている。希望では、男女とも「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が多い。

1 人口と世帯

(25) 人口ピラミッド (平成24年1月1日現在)

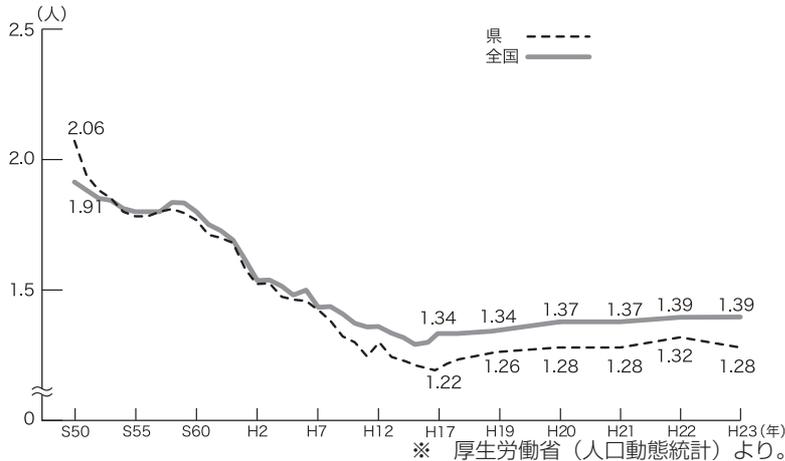


課題：Ⅶ-9

平成24年1月現在、本県の人口は約727万人で、内訳は女性が約362万人、男性が約365万人である。また平均年齢は43.8歳で、前年に比べて0.4歳の上昇となった。男女別にみると女性が44.8歳、男性が42.8歳である。人口ピラミッドは平成4年(20年前)と比較すると、年少人口は少なくなり、逆に55歳以上の年齢層では全体的に人口が多くなっている。

2 人口動態

(26) 合計特殊出生率の推移



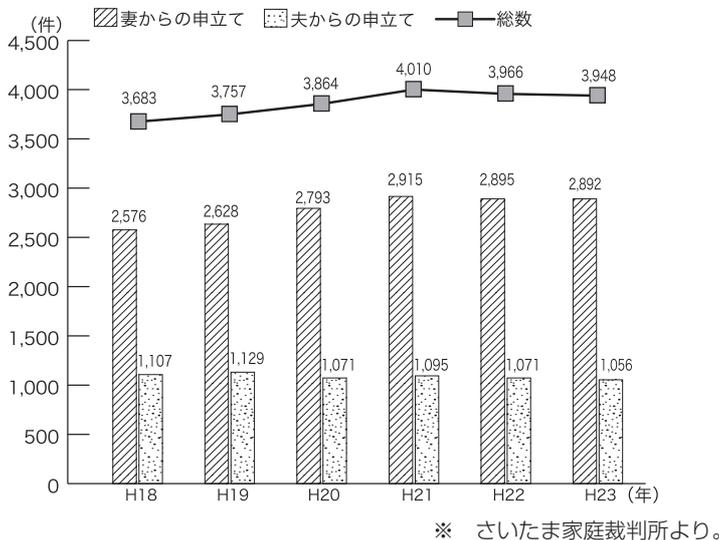
課題：Ⅳ-5、Ⅶ-9

本県の合計特殊出生率は、第二次ベビーブームの頃は2.4前後であったが、平成16年には1.20まで低下した。平成23年は1.28で、この数値は全国第41位であった。

※ 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした子どもの数。

3 結婚・離婚

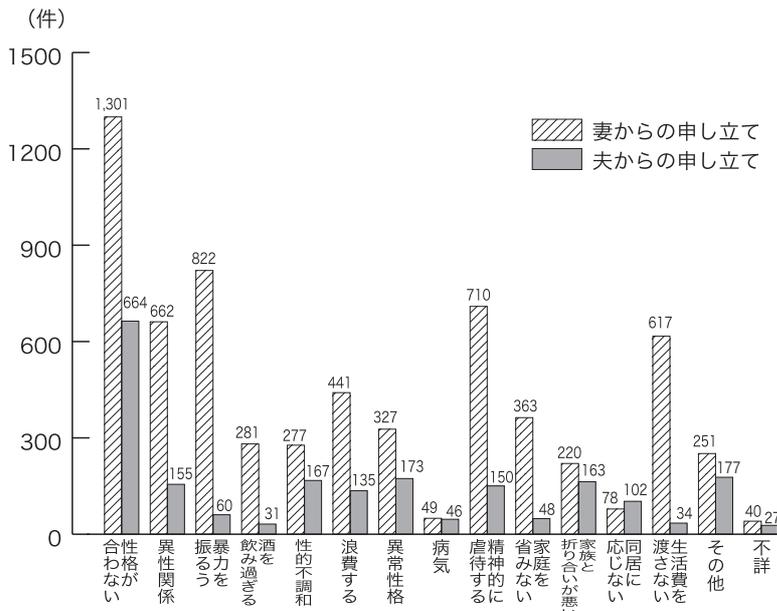
(27) 家事婚姻関係事件 (夫婦別申立件数の推移)



課題：Ⅵ-8

平成23年において、さいたま家庭裁判所に申し立てられた調停の件数は3,948件であった。その内訳は、妻からの申し立てが2,892件(73.3%)、夫からの申し立てが1,056件(26.7%)となっている。

(28) 家事婚姻関係事件（動機別件数）



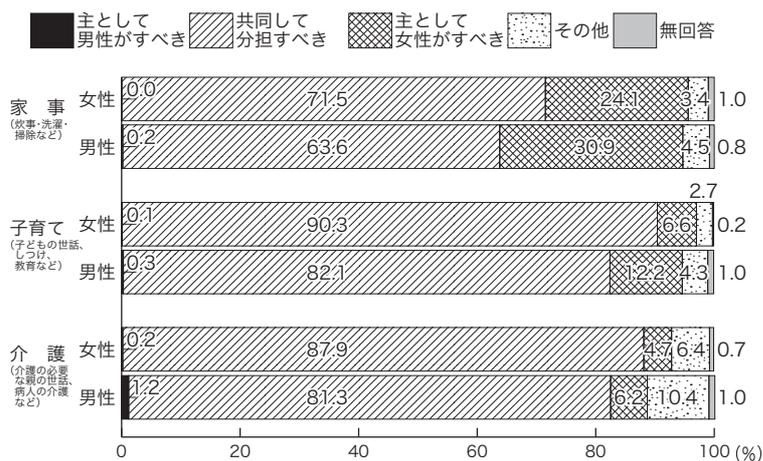
※ さいたま家庭裁判所より。

課題：VI-8

動機別の件数は、「性格が合わない：1,965件」「暴力を振るう：882件」「精神的に虐待する：860件」の順となっている。うち、妻からの申立てもこの順となっている。

4 ライフスタイル

(29) 家庭生活で担うべき役割分担

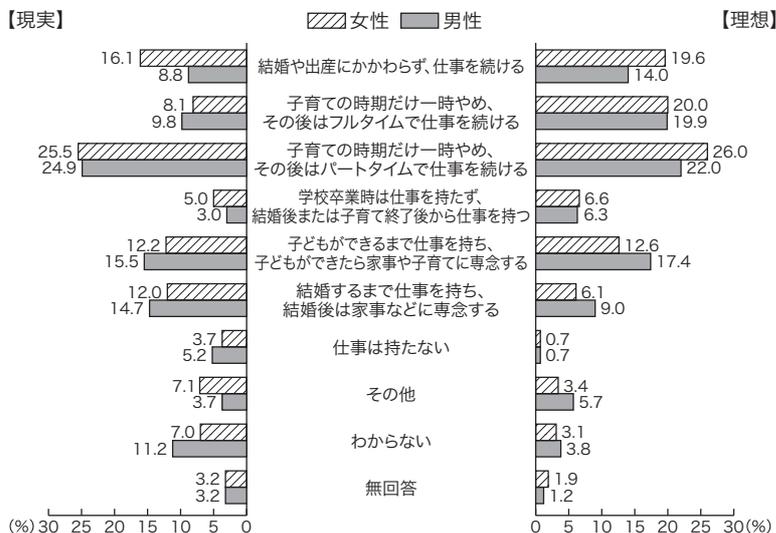


※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

課題：I-1、IV-5

男女とも、「共同して分担すべき」が多く、その割合は女性の方が多。

(30) 女性の働き方の理想と現実



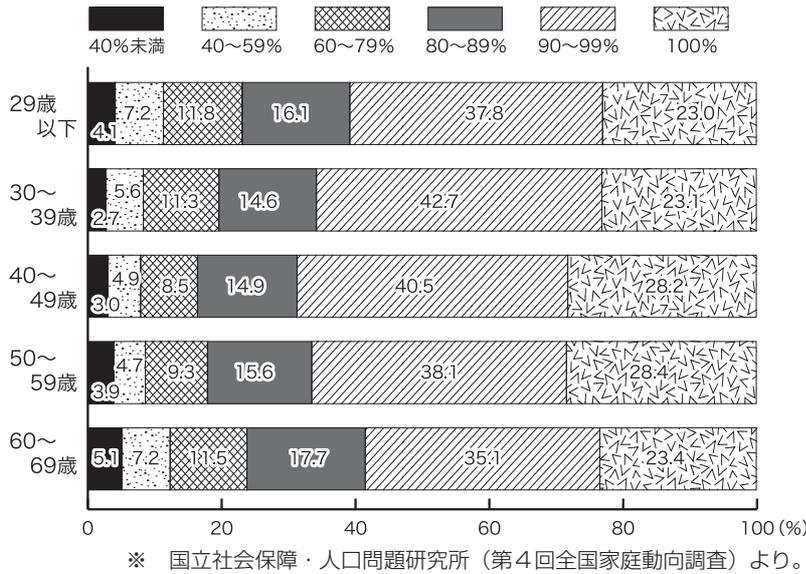
※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

課題：I-1、IV-5

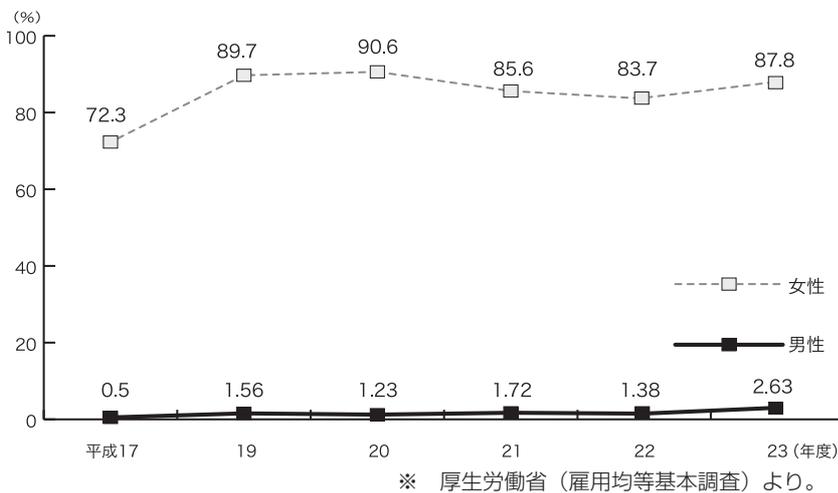
女性の働き方について、男女とも「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が理想と現実とも最も多くなっている。

※ 女性の働き方の実態は、女性を「自分自身の働き方」、男性を「妻の働き方」とする。

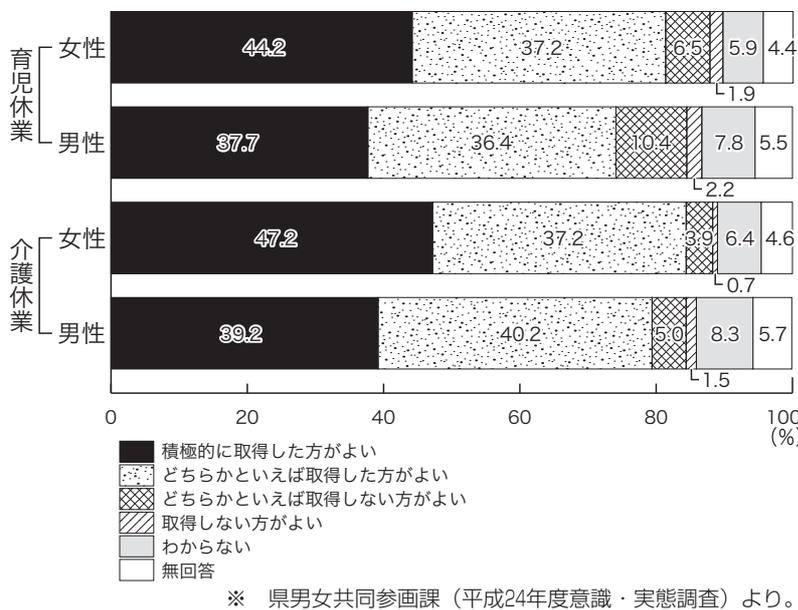
(31) 年齢別に見た妻の家事分担割合 (平成20年)



(32) 育児休業取得率 (全国)



(33) 男性が育児休業・介護休業を取得することの考え



課題：I-1、IV-5

家事の80%以上を妻が担っている妻集中型は、20歳代(76.9%)と60歳代(76.2%)を除いたすべての年齢層で8割を超えている。また夫が全く家事をしないケースは、40、50歳代では3割近くに達している。20、30歳代及び60歳代ではその割合は多少低くなるものの、2割超は全く家事をしていない。

課題：I-1、IV-5

平成23年度は、出産した女性労働者の育児休業取得率は87.8%と平成22年度より4.1ポイント上昇した。また、配偶者が出産した男性労働者の育児休業取得率は2.63%で、平成22年度より1.25ポイント上昇した。

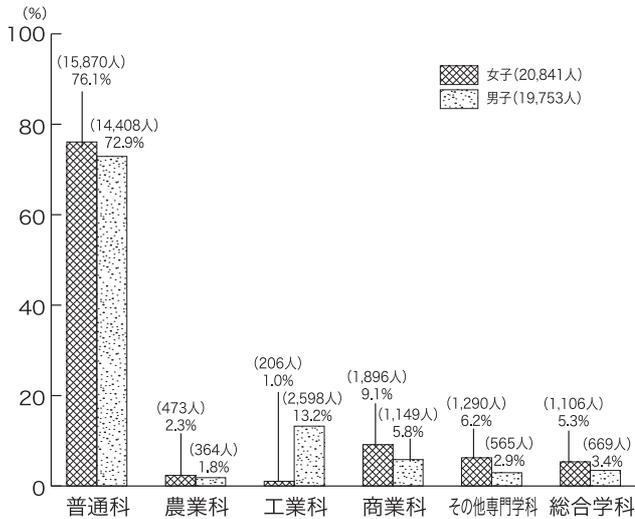
- ※1 常用労働者5人以上の民間営業所を対象とした。
- ※2 育児休業取得率とは、出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得率の割合をいう。
- ※3 23年度の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

課題：I-1、IV-5

男性が育児休業を取得することに対して、男女ともに「積極的に取得したほうがよい」が最も多くなっている。また、男性が介護休業を取得することに対して、女性は「積極的に取得したほうがよい」が、男性は「どちらかといえば取得したほうがよい」が最も多くなっている。

1 公立高等学校への入学状況

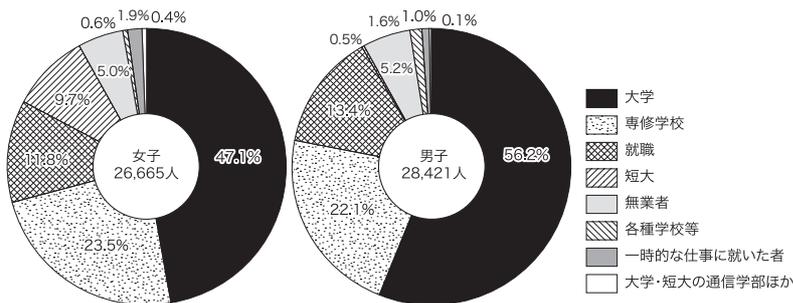
(34) 全日制公立高等学校への入学状況（平成24年4月入学者）



※ 県教育局教育政策課（高等学校入学状況調査）より。

2 高等学校卒業者の進路

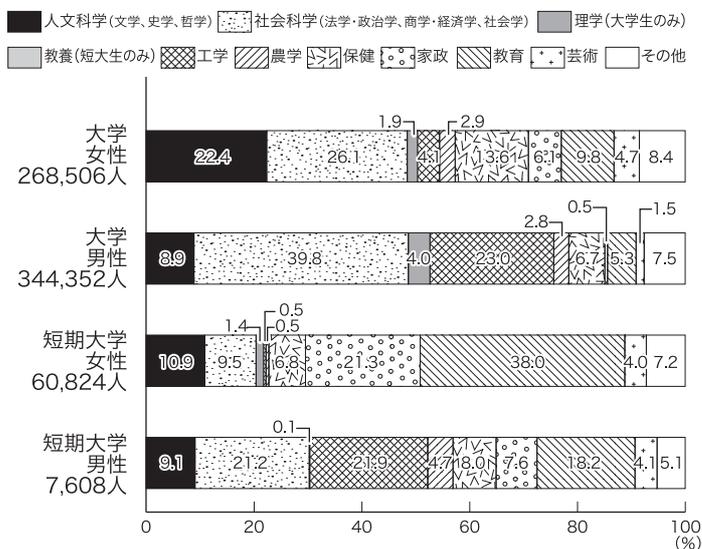
(35) 高等学校卒業者（現役）の進路（平成24年3月卒業者）



※ 県教育局教育政策課（高等学校卒業者の進路状況調査）より。

3 大学等への入学と専攻分野

(36) 大学・短期大学入学者の専攻分野別構成（全国）



※ 文部科学省（平成23年度学校基本調査）より。

課題：V-7

本県の全日制公立高等学校への入学状況は、女子が76.1%、男子が72.9%と男女とも普通科への進学率が最も高い。女子の専門学科への入学状況は、商業科が9.1%と最も高い。

課題：V-7

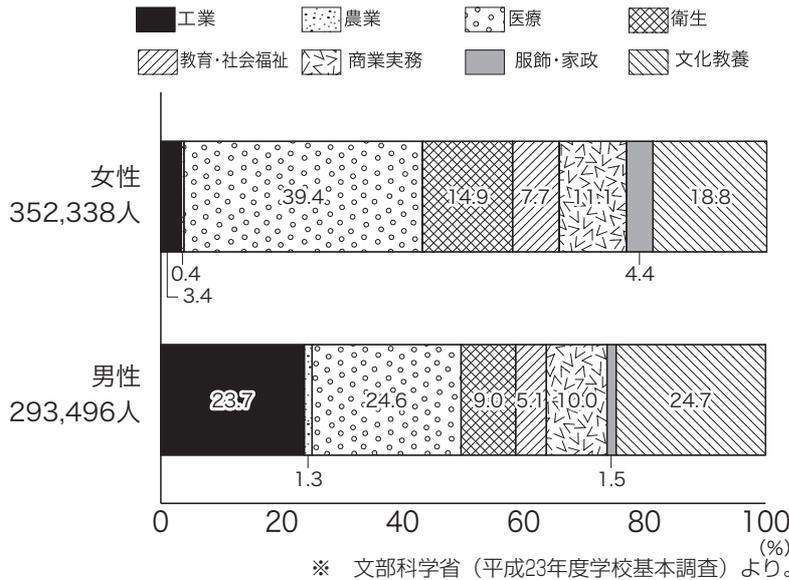
平成24年3月に、本県の高等学校を卒業した女子の進路は、大学が47.1%と最も高い。続いて、専修学校、就職、短大となっている。

※ 就職進学者（大学等へ進学し、同時期に就職した者）は、進学者として計上し就職者には含まない。

課題：V-7

大学に入学した女性の26.1%が社会科学、続いて22.4%が人文科学を専攻し、男性の39.8%が社会科学、続いて23.0%が工学を専攻している。短期大学に入学した女性の38.0%が教育、続いて21.3%が家政を専攻し、男性の21.9%が工学、続いて18.2%が教育を専攻している。

(37) 専修学校の学科別生徒数の構成 (全国)

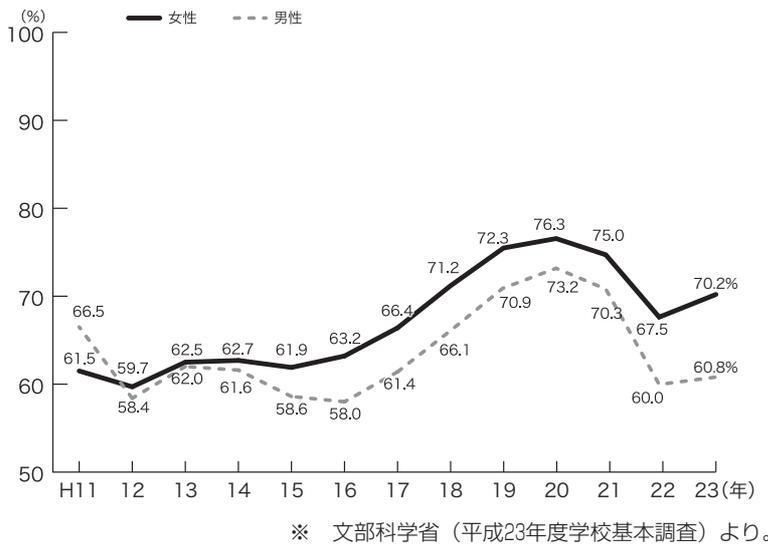


課題：V-7

全国の専修学校に入学した女性の39.4%が「医療」、続いて18.8%が「文化・教養」を学び、男性の24.7%が「文化・教養」、続いて24.6%が「医療」を学んでいる。

4 大学・短期大学卒業生進路状況

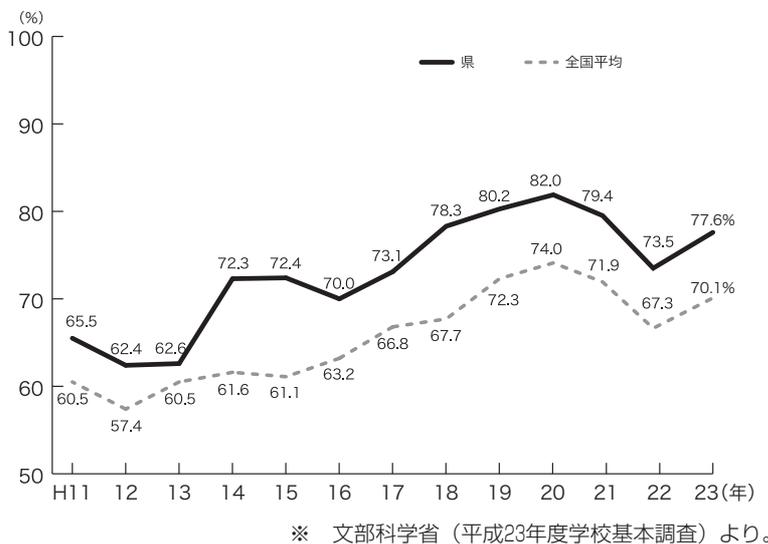
(38) 県内に所在する大学の学生就職率の推移 (各年3月卒業)



課題：V-7

平成23年3月現在、県内所在の大学における就職率は、女性が70.2%、男性が60.8%で、それぞれ前年度よりもやや回復し、また、全国平均 (女性67.6%、男性56.9%) を上回っている。

(39) 県内に所在する短期大学の女子学生就職率の推移 (各年3月卒業)



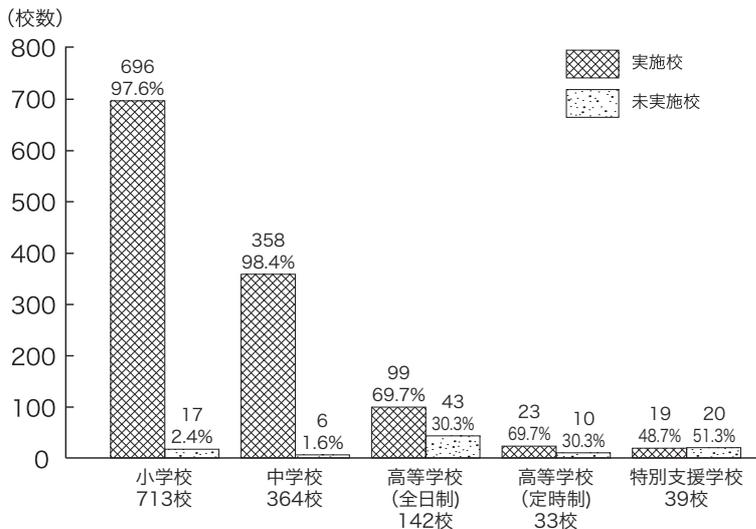
課題：V-7

平成23年3月現在、県内所在の短期大学における女性の就職率は、77.6%で、前年度よりも上昇し、また全国平均を上回っている。

5 公立学校での男女平等教育の推進状況

(40) 男女平等教育の推進状況

(教科等における計画的な取り組みの実施率等)



※ 県教育局人権教育課より。

課題：V-7

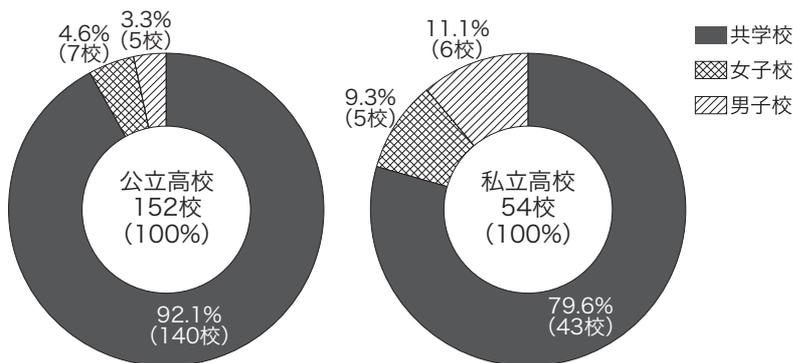
平成24年3月現在、各学校における男女平等教育の推進状況(教科等における計画的な取り組みの実施率等)は、公立小学校が97.6%(696校)、公立中学校が98.4%(358校)、公立高等学校(全日制)が69.7%(99校)、公立高等学校(定時制)が69.7%(23校)、公立特別支援学校が48.7%(19校)である。

※1 私立高校は含まない。

※2 さいたま市立小・中・高等学校等は含まない

6 高等学校の男女共学・別学の状況

(41) 公・私立高校の共学、別学の状況(平成24年5月)



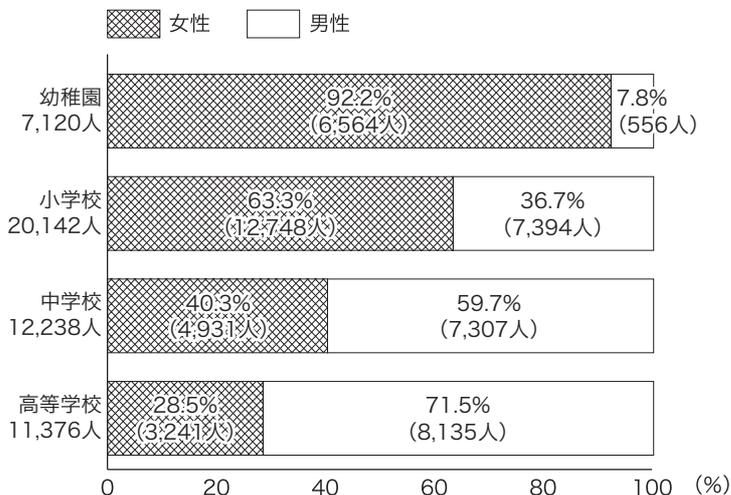
※ 県学事課、教育局県立学校人事課より。

課題：V-7

平成24年5月現在、本県の高等学校における共学校の割合は、公立が92.1%、私立が79.6%である。

7 女性の教員

(42) 女性の教員の占める割合



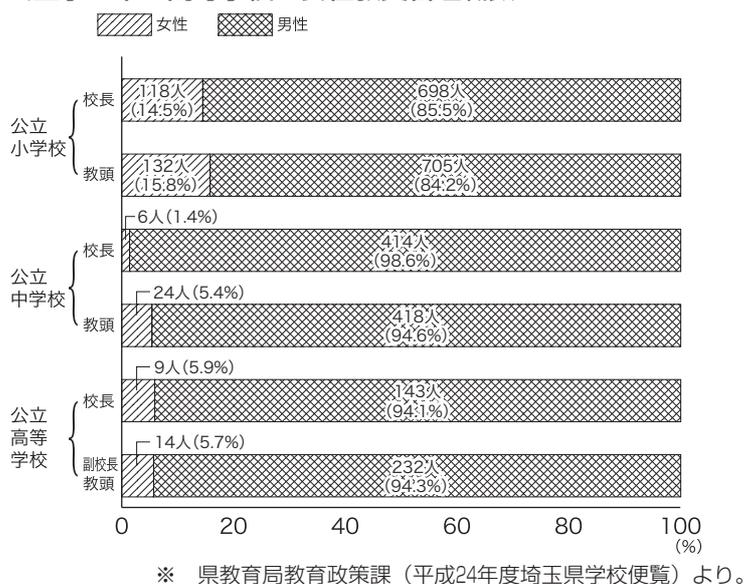
※ 県教育局教育政策課(平成24年度埼玉県学校便覧)より。

課題：V-7

平成24年5月現在、本県の国立、公立及び私立学校における教員数は50,876人で、そのうち女性教員の割合は54.0%である。その割合は、幼稚園が最も高く、高等学校が最も低い。

8 女性の教員（管理職）

(43) 公立小・中・高等学校の女性教員管理職数

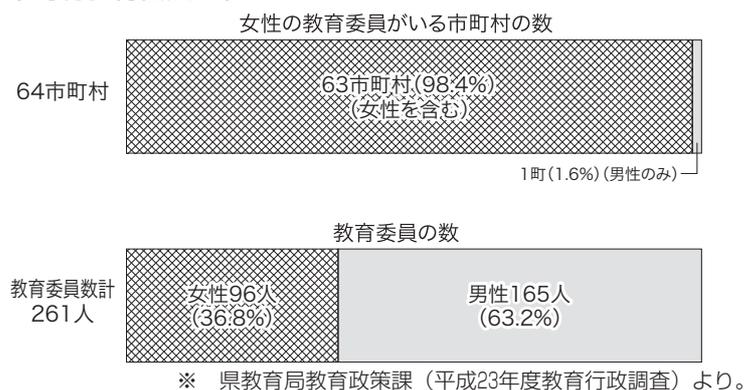


課題：Ⅱ-3、Ⅴ-7

平成24年5月現在、本県の公立学校における女性教員管理職は、小学校では校長が118人で14.5%、教頭が132人で15.8%、中学校では校長が6人で1.4%、教頭が24人で5.4%、高等学校では校長が9人で5.9%、副校長・教頭が14人で5.7%である。

9 教育委員

(44) 市町村教育委員の状況

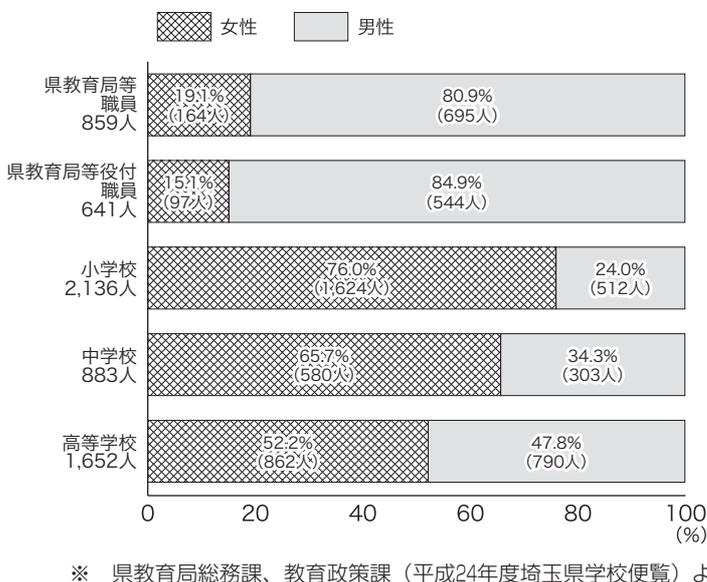


課題：Ⅱ-3、Ⅴ-7

平成23年5月現在、63市町村に女性教育委員がおり、1町は男性教育委員のみである。また、市町村における教育委員数は261人であり、その内訳は、女性が96人の36.8%、男性が165人の63.2%である。

10 女性の職員

(45) 県教育局における女性職員の割合



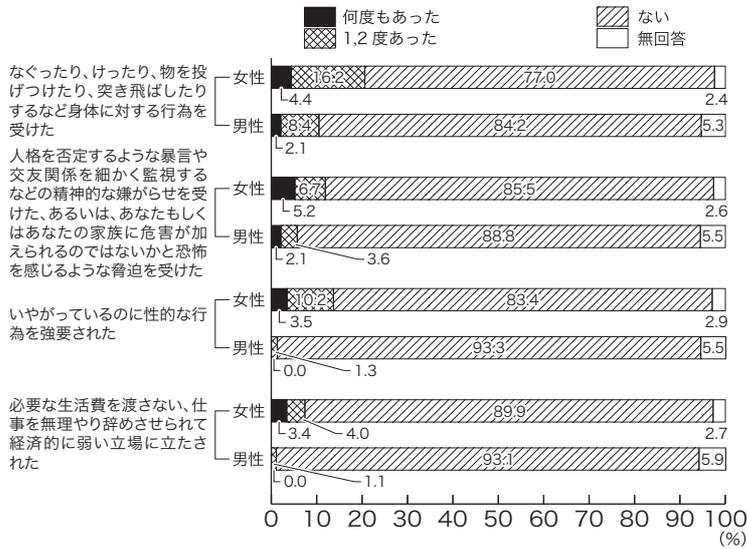
課題：Ⅱ-3、Ⅴ-7

平成24年5月現在、本県の学校を除く教育局等の女性職員は164人で19.1%の割合であり、そのうち役付職員は97人で15.1%である。また、教員を除く公立学校女性職員は、小学校では76.0%、中学校では65.7%、高等学校では52.2%を占めており、全体では65.6%である。

女性に対する暴力の根絶

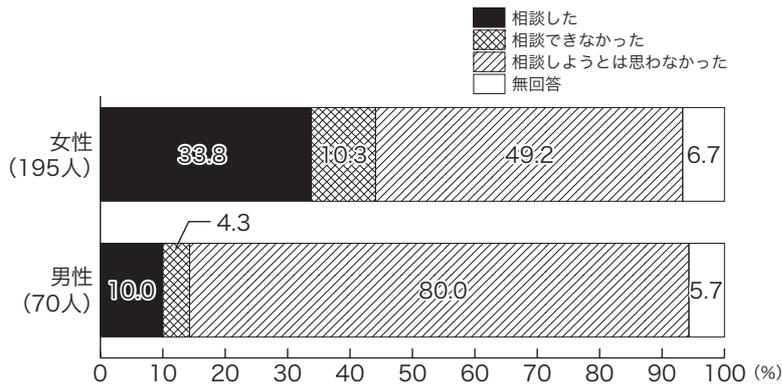
1 配偶者等から受けた暴力

(46) 配偶者等からの暴力被害経験



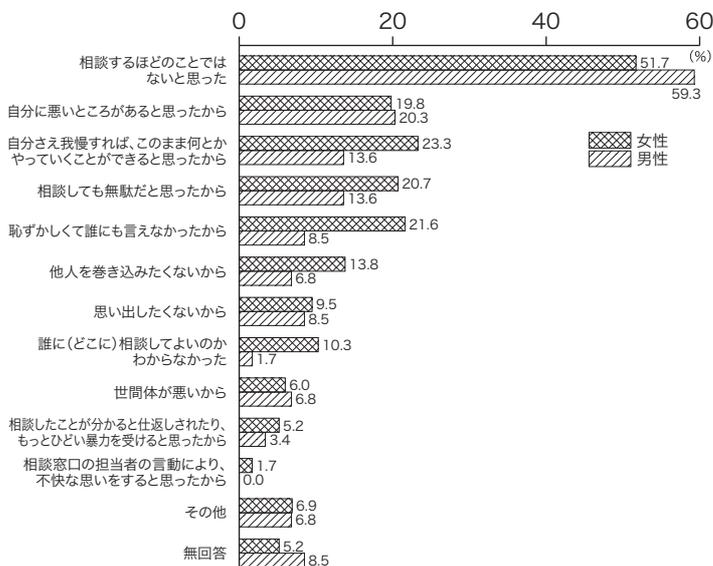
※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

(47) 配偶者等から受けた暴力に関する相談



※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

(48) 相談できなかった理由



※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

課題：VI-8

配偶者等から受けた暴力のうち、最も多いのは身体に対する暴力である。また、全ての行為において、被害を経験した人の割合は、女性が男性を上回っている。

課題：VI-8

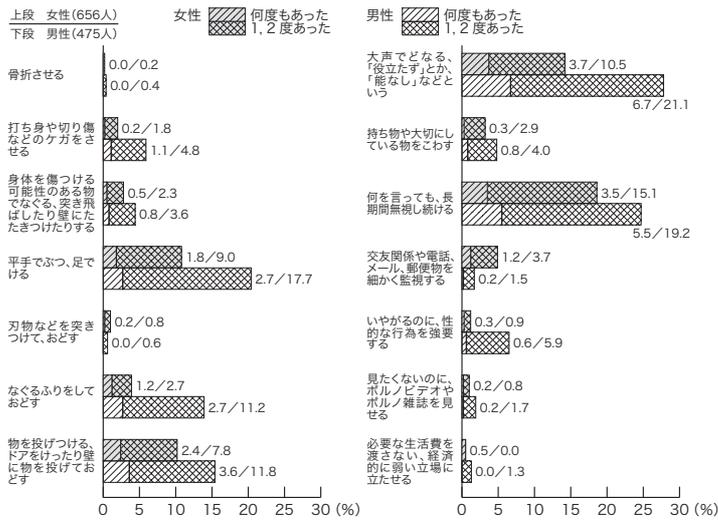
配偶者等から受けた暴力について、相談状況を男女別にみると、「相談した」女性は33.8%、男性は10.0%である。一方、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」女性は59.5%、男性は84.3%で、大部分の人が相談していない状況である。

課題：VI-8

配偶者等から受けた暴力について相談できなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く女性は51.7%、男性は59.3%を占めている。

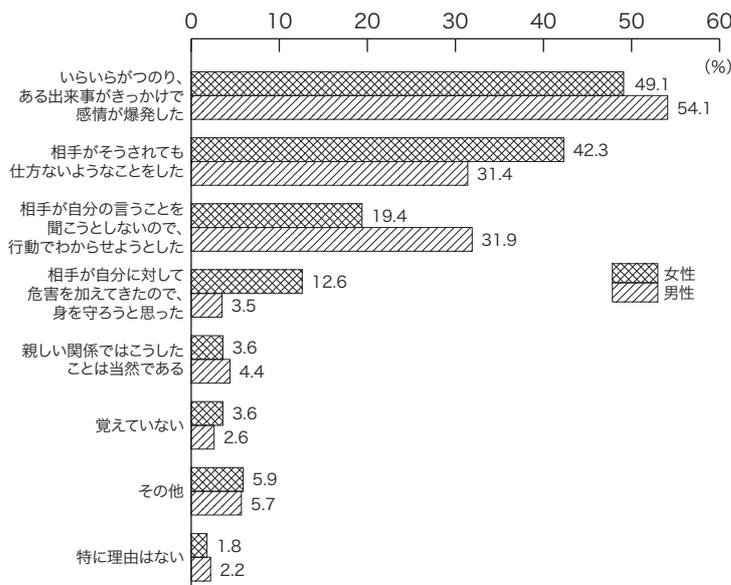
2 配偶者等に対する暴力

(49) 暴力の加害経験



※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

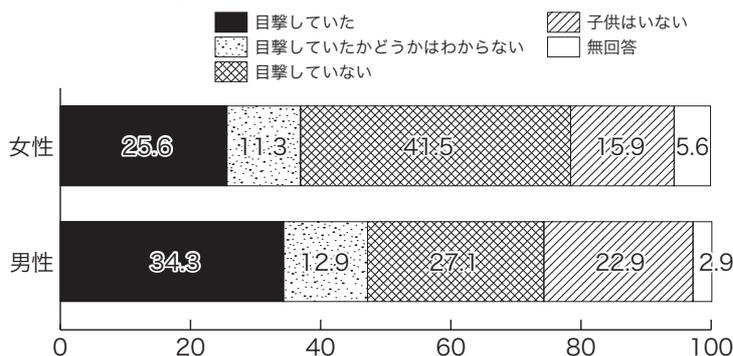
(50) 加害行為にいたったきっかけ



※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

3 子供への影響

(51) 子供の目撃の有無



※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

課題：VI-8

配偶者等への暴力の加害経験では、女性は「何を言っても、長期間無視し続ける」が最も多く、男性は「大声でどなる、「役立たず」とか、「能なし」などという」が最も多い。

※ 「まったくない」、「無回答」は省略してあります。

課題：VI-8

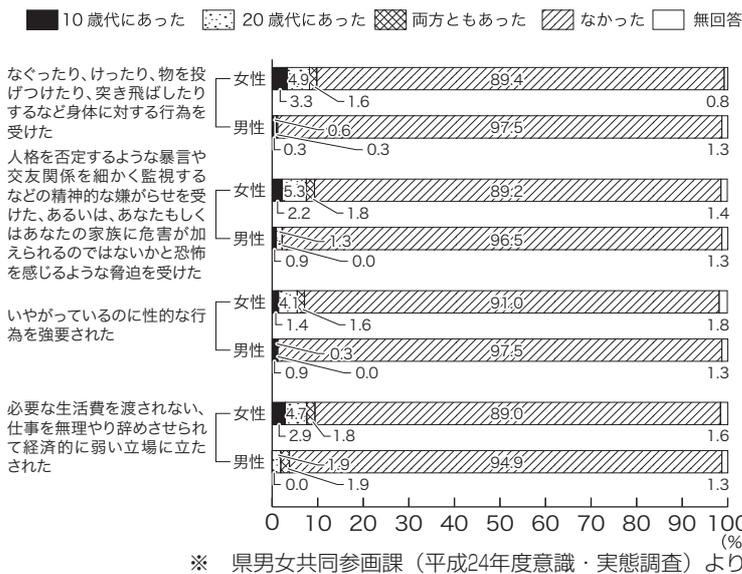
配偶者等に対する暴力の理由は、女性、男性とも「いらいらがつのり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した」が約半数を占めている。

課題：VI-8

配偶者等からの暴力を受けた際に、子供が目撃していたという人は、女性が25.6%、男性が34.3%となっている。

4 交際相手からの被害経験

(52) 交際相手からの被害経験

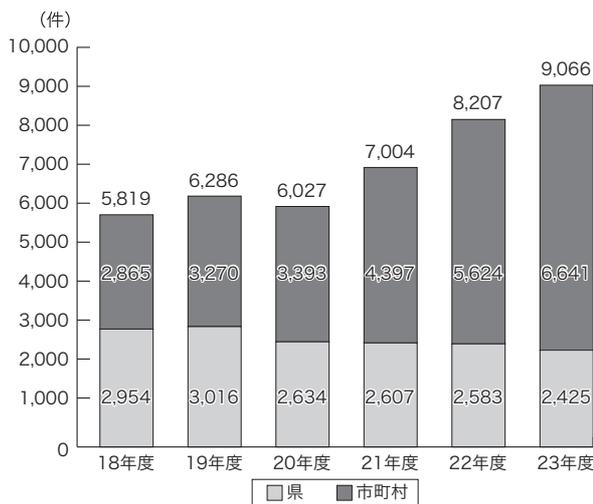


課題：VI-8

10～20歳代の結婚前に、交際相手（後の配偶者となった相手以外）から受けた被害経験は、「身体的暴力」は女性が9.8%、男性が1.2%、「精神的暴力」は女性が9.3%、男性が2.2%、「性的暴力」は女性が7.1%、男性が1.2%、「経済的暴力」は女性が9.4%、男性が3.8%となっている。

5 DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数

(53) DV相談件数



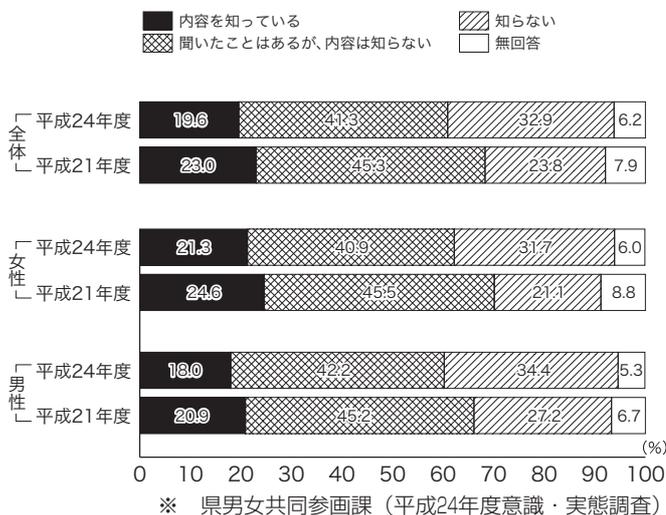
課題：VI-8

県のDV相談の受付件数は、平成23年度は2,425件となっている。また、市町村が受けたDVに関する相談の総計は、平成23年度は6,641件となっている。

※県：配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画推進センター及び女性相談員が受けたDV相談件数の合計
市町村：DVに関わる総相談件数（全庁分）

6 DV防止法の周知度

(54) DV防止法の周知度

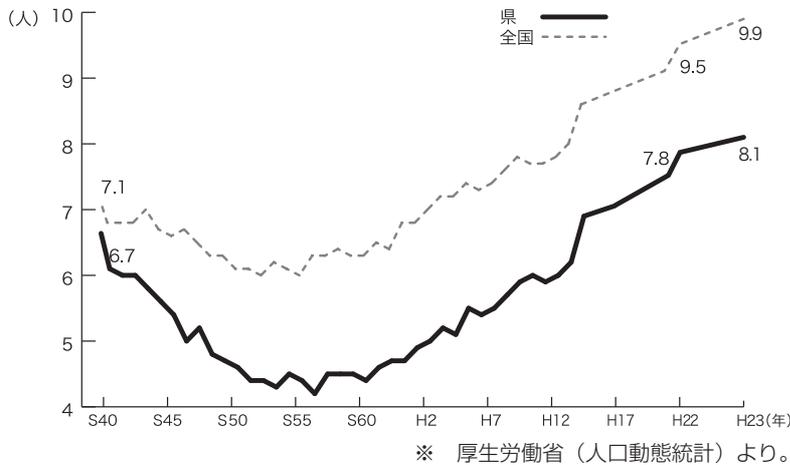


課題：VI-8

平成13年10月より施行されている、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）について、「内容を知っている」と回答した割合は、女性が21.3%、男性が18.0%で、それぞれ前回調査（平成21年度）より減少している。

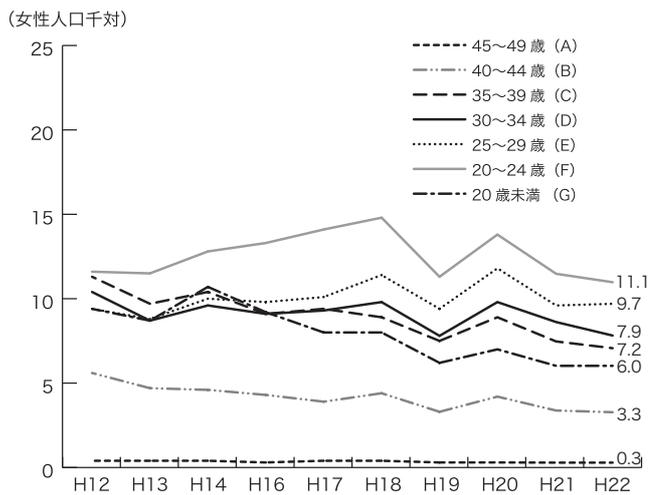
1 健康状況

(55) 死亡率の推移



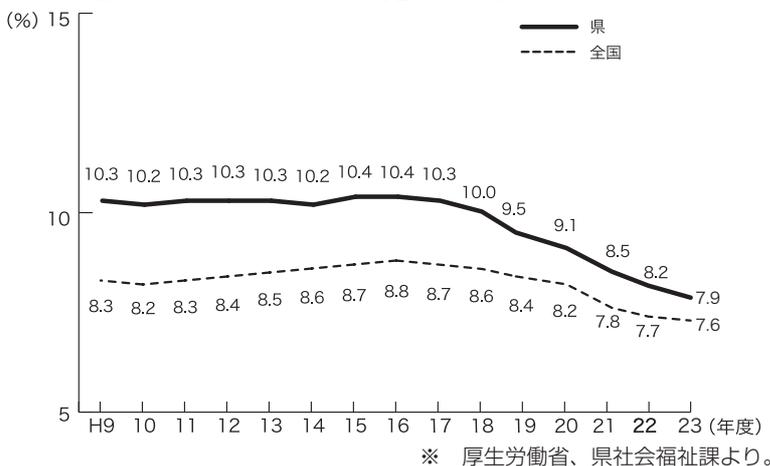
2 人工妊娠中絶

(56) 年齢階級別人工妊娠中絶実施率の推移



3 ひとり親家庭の状況

(57) 被保護世帯における母子世帯比率の推移



課題：Ⅶ－9

本県の死亡率は低率で推移しているものの、昭和61年以降上昇傾向に転じた。全国平均と比較すると、本県の年齢構成が若いことから、昭和60年以降は、昭和62年（低率順で全国2位）を除き、全国で一番低率となっていたが、平成14年からは順位を下げ始め、平成16年からは全国3位となっている。

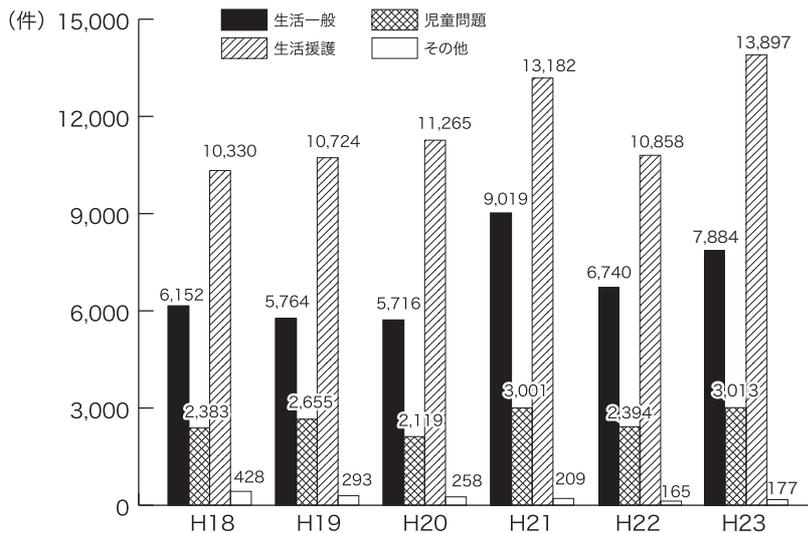
課題：Ⅶ－9

本県の平成22年度の人工妊娠中絶実施率は、20～24歳と30歳代が前年度より低下し、その他の年齢階級では前年度とほぼ同値であった。

課題：Ⅳ－5

平成23年度において、本県の被保護世帯の7.9%が母子家庭であり、全国平均の7.6%を上回っている。

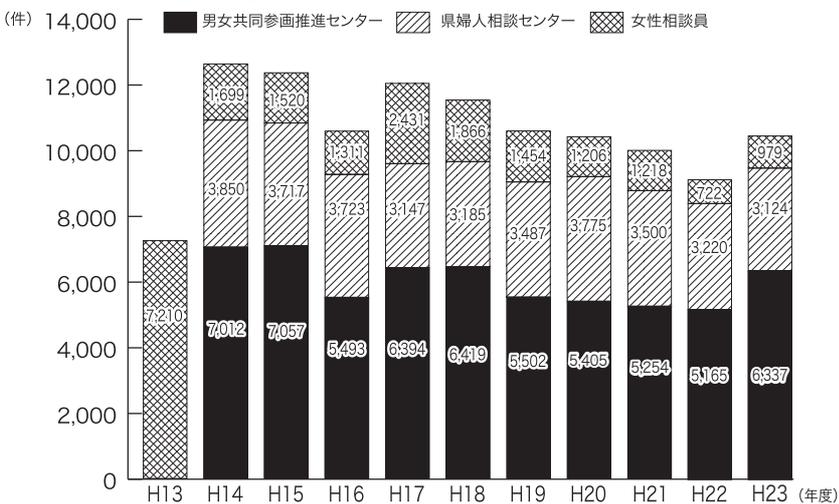
(58) 女性相談員の相談受付状況



※ 県少子政策課より。

4 女性相談の状況

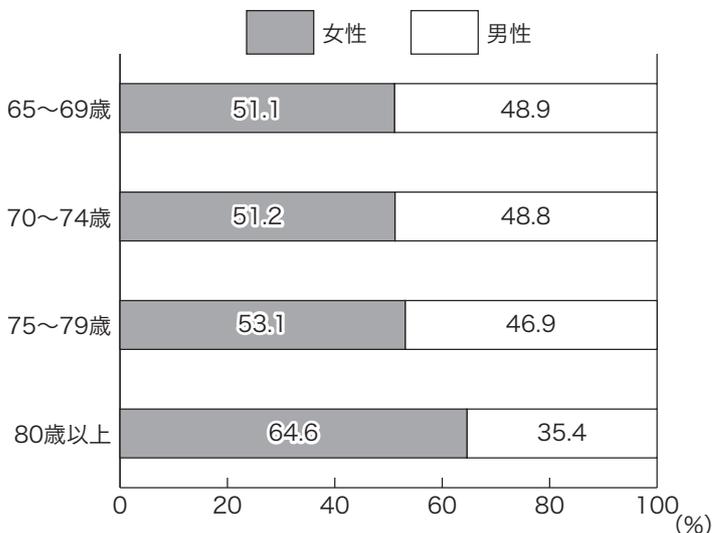
(59) 女性相談員、男女共同参画推進センターの相談受付状況



※ 県男女共同参画課より。

5 高齢化社会

(60) 高齢者の男女別人口 (平成24年1月1日)



※ 資料：県統計課(「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告書」より)

課題：IV-5

母子家庭の抱える生活上の問題について、女性相談員等が相談に応じ自立を支えている。平成23年度中に、本県の女性相談員等が受けた相談件数は、24,971件で母子寡婦福祉資金の貸付相談を含む生活支援相談が55.7%を占めている。

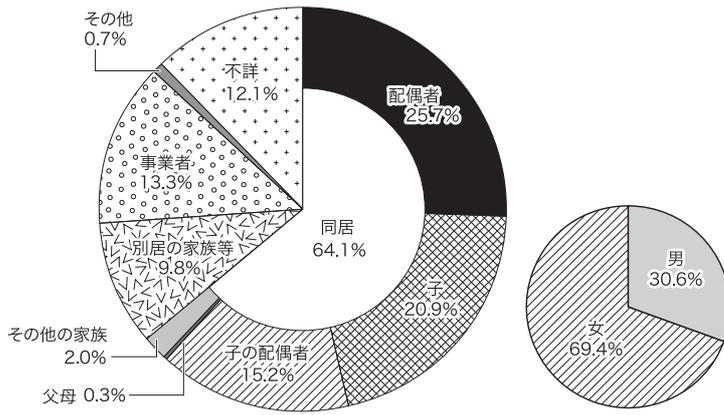
課題：IV-5

相談件数は、平成14年度に、婦人相談センターDV相談室及び男女共同参画推進センターを開設したことにより、大きく増加した。

課題：IV-5、IV-6

本県の高齢者の男女別割合は、年齢が高くなるに従い、男性の割合が低下する。65歳以上全体では女性が54.4%であるのに対し、80歳以上では女性が64.6%となっている。

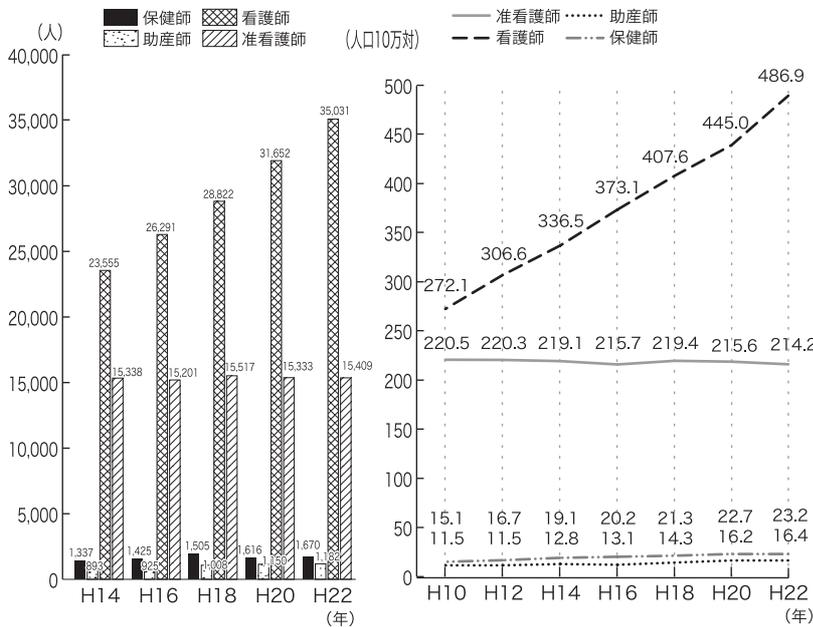
(61) 主な介護者の要介護者等との続柄・性別等



※ 厚生労働省（平成22年国民生活基礎調査）より。

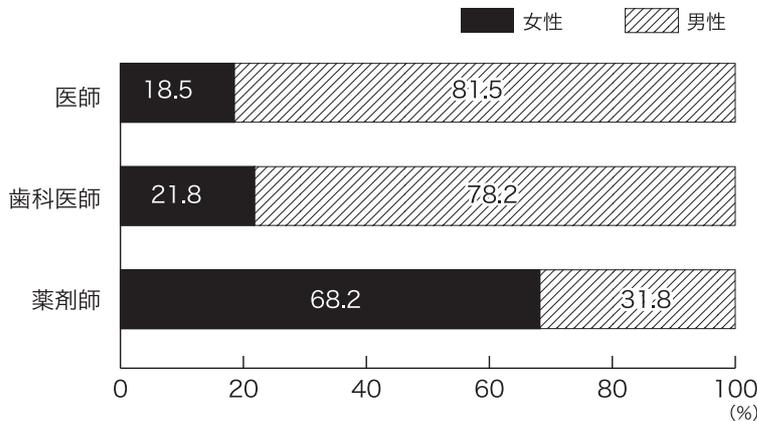
6 保健医療福祉人材

(62) 保健師、助産師、看護師、准看護師の数の推移



※ 厚生労働省（衛生行政報告例）より。

(63) 医師、歯科医師、薬剤師に占める女性の割合



※ 1 医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

※ 2 厚生労働省（平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査）より。

課題：Ⅳ-5、Ⅳ-6

主な介護者の、要介護者等との続柄をみると、要介護者と同居している家族等介護者が64.1%、別居している家族等介護者が9.8%、事業者は13.3%となっている。要介護者等と同居している主な介護者について、性別にみると、女性が69.4%、男性が30.6%と女性が多い。

課題：Ⅶ-9

平成22年12月31日現在、本県の看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）の就業者総数は53,292人である。その内訳は、保健師が1,670人、助産師が1,182人、看護師が35,031人、准看護師が15,409人となっている。

課題：Ⅶ-9

平成22年12月31日現在、本県の医療従事者の女性割合は、医師が18.5%、歯科医師が21.8%、薬剤師が68.2%となっている。